

(3) 果樹
ア 取組事項リスト(果樹)

(ア) 食品安全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
ほ場環境の確認と衛生管理	<p>1. ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止</p> <p>ほ場やその周辺環境における潜在的な病原微生物、残留農薬等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染流入の可能性も考慮しましょう。 新たに作付するほ場では、土壌の残留農薬分析を実施し、蓄積濃度が高いほ場へは作付しないことや、客土による汚染防止、または吸収しにくい作物への転換など、産地の実情に応じた衛生管理を検討することが必要です。 【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP)</p>	栽培前(環境確認)	生産者	1	ほ場内及び周辺を見回り、有害物質等の汚染源がないことを確認しましたか。	◇ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない ◇土壌分析を実施 等	○	1
		栽培前(水確認)	生産者	2	栽培に使用する水(かん水、養液栽培用水、防除用水など)の水源(河川、地下水、ため池等)を確認しましたか。また、有害物質等による汚染はないか確認しましたか。	◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止 ◇大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかな排水の実施 等	◎	
		栽培前(環境確認)	産地	3	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等から農産物に危害を及ぼす要因がないか検討し、リスクを最低限に抑えるための管理計画を作りましたか。	◇土壌汚染の可能性がある場合には土壌等を分析し、その結果を産地が把握 ◇汚染がある場合には農産物の吸収軽減対策を計画し、その実施状況が記録保存していることを確認 等	○	
農薬の使用	<p>2. 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)</p> <p>農薬登録を受けておらず農薬としての効果を表記していたり、成分から見て農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。 国内での使用が認められた農薬には必ず登録があるので、使う前に農林水産省の登録番号を確認しましょう。 【関係法令】 農薬取締法 【参考資料】 「登録・失効農薬情報」(農林水産消費安全技術センターHP) 「農薬疑義資材コーナー」(農林水産省HP)</p>	栽培(防除)	生産者	4	農薬は登録を確認して使用しましたか。	◇使用する農薬の登録番号を確認	◎	2

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬の使用	3. 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄 各農薬には、その農薬が使用できる適用作物等が定められています。農薬残留をもたらす要因として、農薬散布機のタンクや配管に前回使用した薬液が残ったり、付着していることもあります。特にホースや配管中の残液は、部分的に高濃度の残留につながる恐れがあるため、散布終了後にタンクやホースの残液を抜き、しっかりと洗浄することが必要です。時間が経つと薬剤が固化して容易に洗浄できなくなるばかりか、ノズルの目詰まりの原因にもなります。 なお、残液や洗浄液が河川などに流入しないように適切な場所で作業を行わなければなりません。 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP)	栽培(防除)	生産者	5	農薬散布前には防除器具の点検を行い、十分に洗浄されていることを確認しましたか。また、農薬の使用後は十分に洗浄を行いましたか。	◇農薬の散布前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているかを確認 ◇農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所特に注意して、十分に洗浄	◎	3
	4. 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上義務) 農薬使用による農作物の安全性を担保するため、適用作物の農薬残留が残留基準を超過しないように農薬取締法で使用方法が決められています。 農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用しましょう。 【関係法令】 農薬取締法 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP) 「農薬登録情報検索システム」(農林水産消費安全技術センターHP)	栽培(防除)	生産者	6	農薬を使用する前に、農薬の容器や袋に表示されている内容を確認してから農薬を使用しましたか。	◇容器等の表示内容を確認して使用している ・農薬を使用できる農作物の種類 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎	4
		栽培後(収穫)	生産者	7	農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)を確認しましたか。	◇容器等の下記表示内容を確認 ・刈り取り日を決定する前に、表示内容の使用時期(収穫前使用可能日数)と実際の農薬散布日を確認	◎	
		栽培(防除)	産地	8	使用農薬の最新の使用基準を確認し指導を行いましたか。	◇使用農薬の最新の使用基準を確認し指導	◎	
栽培(防除)	産地	9	不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルが整備されていますか。	◇不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルが整備	○			

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬の使用	<p>5. 農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務) 6. 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避</p> <p>農薬を使用する際、適用作物以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するよう留意しましょう。</p> <p>また、周辺住民への配慮は農業生産を継続する上で重要な事項です。農薬取締法に基づき適正に使用していても、周辺住民との間に思わぬクレームが発生することがあります。飛散を防ぐための対策の徹底と周辺住民の理解を得るため、生産者の努力を記録として残すとともに周知することが必要です。</p> <p>【関係法令】 農薬取締法 【参考資料】 「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」(農林水産省HP) 「農薬飛散対策技術マニュアル」(農林水産省HP)</p>	栽培(防除)	生産者	10	農薬散布時には周囲への影響が少ない散布法を実施しましたか。	◇病虫害の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布 ◇近隣に影響が少ない天候の日に散布 ◇風向きを考慮してノズルの向きを決定 ◇飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択 ◇できる限り混植樹や周辺ほ場の農作物に共通する農薬を選択 ◇スピードスプレイヤーでは、園地周縁部での散布時におけるノズルの開閉・送風量の調整、ドリフト低減ノズル等のアタッチメントの使用などにより、散布対象樹種以外への飛散を防止 ◇低風量でも十分農薬散布ができる樹形の管理、農薬飛散防止効果も期待できる防風林・ネットの設置等の園地設計などの中長期的視野も含めた栽培・園地管理面からの取組を実施 等	◎	5 22
		栽培(防除)	生産者	11	散布前に隣接した農地の栽培者や住民等へ周知しましたか。	◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や近隣住民等への事前の周知 等	○	
		栽培(防除)	産地	12	農薬飛散防止に関する指導を行いましたか。	◇農薬飛散防止に関する指導を実施	○	
水の使用	<p>7. 使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には、用途に見合った改善策の実施</p> <p>かん水や薬剤散布など使用する水の安全性は、栽培する農産物の品質に影響します。使用する水に畜産排泄物などが流れ込んでいたり、病原性大腸菌などに汚染されている可能性があるため必要に応じて水質検査なども重要です。</p> <p>特に出荷調製の際に使用する水は、飲料可能な水でなくてはなりません。</p> <p>【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP)</p>	栽培前(水確認)	生産者	13	使用する水(かん水、養液栽培用水、防除用水など)の水源(河川、地下水、ため池等)を確認しましたか。また、有害物質等による汚染はないか確認しましたか。	◇使用する水(かん水、養液栽培用水、防除用水など)に使用する水源を確認 ◇水源の水質検査を実施 等	○	6
		栽培後(収穫)	生産者	14	収穫物を洗浄する水は、飲料水並の品質の水を使用しましたか。	◇収穫物の洗浄水は、飲料用水を使用 等	○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
肥料・培養液の使用	<p>8. 堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を施用</p> <p>堆肥は完熟していれば発酵熱により病原菌数が減少していますが、未熟な堆肥では病原菌がそのまま生存していることがあります。未熟堆肥に生存する大腸菌やサルモネラ菌などが、加熱しないで食べる野菜や果実を汚染すると食中毒の原因となる場合があります。</p> <p>適切な堆肥化の処理により、病原微生物汚染を防止しましょう。</p> <p>【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP) 「肥料」(農林水産省HP)</p>	栽培前 (土作り)	生産者	15	施用する堆肥は完熟堆肥を使用しましたか。	<p>◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている</p> <p>◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整</p> <p>◇70℃の発酵が数日間続くように努めている</p> <p>◇可能であれば、堆肥を購入する際に、原料、処理方法、分析やその結果が記載された文書の入手 等</p>	○	7
	<p>9. 養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施</p> <p>養液栽培システムでは、養液中の伝染性病原菌や大腸菌等微生物による養液の汚染が問題となっています。このため、養液栽培で使用する養液の衛生管理には注意が必要です。</p> <p>【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP)</p>	栽培 (水管理)	生産者	16	養液栽培では、養液汚染の防止に必要な対策を実施しましたか。	<p>◇培養液の頻繁な取替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理</p> <p>◇養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要ときに洗浄・消毒</p> <p>◇使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かっただけの場合は改善 等</p>	○	8
作業等 の衛生管理	<p>10. 作業者の衛生管理の実施</p> <p>食品を通じて伝染する病気に罹っている、もしくは保菌している者は、生鮮果実や野菜の収穫・出荷調製等の作業に関わると、作業者の健康被害ばかりでなく、収穫物が汚染される可能性があります。作業前に下痢や嘔吐、黄疸、発熱、火傷や切り傷の化膿等の有無を確認し、健康でない者は作業からははずすことが必要です。</p> <p>また、発病の自覚が無くとも、作業者は常に衛生管理に気を付け、特にトイレ使用後の手洗い、切り傷等は手袋を使用するなど徹底してください。衛生管理が徹底していないと大腸菌やノロウイルス、黄色ブドウ球菌等、食中毒の原因菌類を媒介する可能性があります。</p> <p>【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP)</p>	共通 (安全対策)	生産者	17	作業者は、衛生状態を考慮して作業を実施しましたか。	<p>◇作業を始める前など、必要ときに手を洗浄</p> <p>◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれないようにしている</p> <p>◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋などで覆っている</p> <p>◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)にかかっていると疑われる場合は作業をしない</p> <p>◇覆いのない果実の上ではマスクを着用し、咳やくしゃみなどをしないよう努めている 等</p>	○	9
		共通 (安全対策)	産地	18	作業者には、衛生管理を考慮して作業を実施させましたか。	<p>◇作業を始める前など、必要ときに手を洗浄</p> <p>◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれないようにしている</p> <p>◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋などで覆っている</p> <p>◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)にかかっていると疑われる場合は、作業をしない</p> <p>◇覆いのない果実の上で、咳やくしゃみなどの行動をしないよう努めている 等</p>	○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
作業者等の衛生管理	11. ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施 栽培から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保ち、食品の汚染を避けられるように、手洗いやトイレ等の衛生施設の設置、衛生的な維持に努めましょう。 【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP)	共通(安全対策)	生産者	19	ほ場や施設から通える場所で、手洗い設備やトイレ設備などを確保しましたか。	◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○	10
		共通(安全対策)	産地	20	ほ場や施設から通える場所で、手洗い設備やトイレ設備などを確保しましたか。	◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○	
機械・施設・容器等の衛生管理	12. 農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄 農機具や、ハサミ、ナイフ、ビニールシート等の農具、収穫容器、資材が、他の作業と共用している場合、思わぬ汚染を引き起こすことがあります。生鮮果実の汚染源とならないために、使用前に十分な洗浄等を行うなど、衛生的に保管、取扱、洗浄等しましょう。 【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP)	栽培後(収穫)	生産者	21	農機具や器具は衛生的に使用しましたか。	◇ハサミやナイフ等の器具は、使用したら洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器は、定期的に洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器が、地面に直接触れないようにシートを敷く ◇コンテナ等の収穫容器の中に敷物を入れて使用 ◇トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた土壌等を洗浄 等	○	11 12 13
		共通(他)	生産者	22	施設等は衛生的に管理しましたか。	◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施 等	○	
		共通(他)	産地	23			○	
		共通(他)	生産者	24	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしましたか。	◇施設の壊れた部分を修理し、ねずみや鳥等の侵入を防止 ◇ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合はネットを設置 ◇使わない機材や残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない 等	○	
共通(他)	産地	25	○					

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
機械・施設・容器等の衛生管理	15. 安全で清潔な包装容器の使用 包装容器等は農薬や病原性微生物、土ほこりなどの汚染がないよう適切に保管していないと、最終製品に汚染が発生します。生鮮果実の包装容器は、清潔で安全なものを使用しましょう。 【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農林水産省HP)	栽培後(出荷)	生産者	26	出荷容器、包装資材は安全性の確認されたものを使用しましたか。	◇包装資材は箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔さを保持 ◇包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮果実の安全性に悪影響を与えないものを選択 等	○	14
		栽培後(出荷)	産地	27	出荷容器、包装資材は安全性の確認されたものを使用するよう指導を行いましたか。			
かび毒(パツリン)汚染の低減	16. りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策の実施 リンゴ等の熟果に腐敗を引き起こすペニシリウム・エクスポンサム(青カビ病菌)はパツリンという毒素を産生します。パツリンを含む食品を摂取すると人に健康被害(体重増加抑制、消化管の出血、潰瘍等)を引き起こすおそれがあります。地面に落下した果実や葉ずれや害虫の食害等により傷つけられた果実に菌が侵入し果肉を腐敗させます。収穫や選果作業などを丁寧に行い果実を傷つけないことや、落下果実は廃棄することが必要です。 【参考資料】 「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(厚生労働省)	栽培後(収穫)	生産者	28	りんごの収穫時に、カビ毒(パツリン)汚染防止対策を実施しましたか。	◇傷果発生防止のため丁寧な収穫 等	◎	15
		栽培後(出荷)	生産者	29	りんごの出荷時に、カビ毒(パツリン)汚染防止対策を実施しましたか。	◇適切な温度管理 ◇出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底 等	◎	
収穫後の農産物の管理	17. 貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施 輸送、貯蔵等の段階で温度、湿度、酸素などの条件が整うと、カビ毒を作ります。毒素を産生してなくても腐敗果や傷みのはいった収穫物は食用に適しません。 収穫、出荷調製等で使用する器具・機械等の衛生管理や適切な温度管理を行ない、出荷後腐敗が進行しないよう、品質保持を徹底しましょう。 【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農水省HP)	栽培後(貯蔵)	生産者	30	貯蔵、輸送時の適切な温度管理を実施しましたか。	◇貯蔵、輸送時における品質を維持するための適切な温度管理 ◇冷却により結露した水が生鮮果実に垂れ落ちないようにする	○	16
		栽培後(貯蔵)	産地	31	貯蔵、輸送時の適切な温度管理を実施するよう指導を行いましたか。		○	

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
収穫後の農産物の管理	18. 収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施 小石、プラスチック、金属片等の異物混入を未然防止するためには、収穫作業を丁寧に行うとともに、選別・出荷調製工程での十分な注意が必要です。 また、作業場などの整理整頓、清掃が十分でないと思わぬ混入があります。枯葉、枝、虫、髪の毛なども、衛生的でないので混入を未然に防止する必要があります。 【参考資料】 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(農水省HP)	栽培後(収穫)	生産者	32	収穫、調製、選別場等で、異物混入や汚染を防止する対策を実施しましたか。	◇作業場の整理、整頓、清掃 ◇喫煙や飲食は指定された場所とする 等	◎	17
		栽培後(収穫)	産地	33	収穫、調製、選別場等で、異物混入や汚染を防止する対策を実施するよう指導を行いましたか。		○	
		共通(安全対策)	生産者	34	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行いましたか。	◇喫煙や飲食は指定された場所とする	○	
		共通(安全対策)	産地	35			○	

(イ) 環境保全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬削減による環境負荷低減対策	19. 農薬の使用残が発生しないように必要量を秤量して散布液を調整 希釈等調整後の農薬や農薬散布機の洗浄水は河川等に流れ込むことが無いよう十分注意する必要があります。河川等の水を利用することで生産物が汚染することや、水生生物等に大きな影響を及ぼします。農薬は散布面積に合わせて調整し、ほ場で使いきるようにする必要があります。 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP)	栽培(防除)	生産者	36	農薬が余らないよう、散布面積から必要量を計算し散布液を調整しましたか。	◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調整	◎	18
		栽培(防除)	産地	37	生育時期や品種に応じた適切な農薬指導を行いましたか。		○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農薬削減による環境負荷低減対策	20. 病害虫が発生しにくい栽培環境づくり 農薬による防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫が発生しにくい栽培環境を作ることで、農薬の使用回数を必要最低限にする努力が重要です。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP) 「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(農林水産省HP)	栽培前 (環境確認)	生産者	38	ほ場と周辺の適切な管理により病害虫の発生しにくい環境づくりを行いましたか。	◇病害虫等の発生源となる植物の除去 ◇病害虫に抵抗性がある品種の導入 ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○	19
	21. 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施 防除は、病害虫・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。 防除の必要がない場合の農薬散布は、環境負荷低減やコスト削減のため避けましょう。	栽培 (防除)	生産者	39	発生予察情報等を活用し、発生状況を把握した上で防除を行いましたか。	◇発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を実施 等	◎	20
		栽培 (防除)	産地	40	予察状況等に応じた病害虫防除指導を行いましたか。	◇予察状況等に応じた病害虫防除指導を実施	○	
	22. 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施 農薬と他の防除手段を適切に組み合わせることで、農薬による環境負荷を軽減できます。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP) 「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(農林水産省HP)	栽培 (防除)	生産者	41	農薬と農薬以外の防除手段を組み合わせ、農薬使用回数の低減に努めましたか。	◇天敵、フェロモン剤等の生物農薬の使用 ◇除草用機械の利用 ◇マルチ栽培技術の導入 ◇黄色蛍光灯等物理的防除法の導入 等	○	21
	23. 被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施 農薬使用者は、クロルピクリン等を含有する農薬を使用するときは、周辺環境へ影響を及ぼさないよう土壌から農薬が揮散しないように努めましょう。 【参考資料】 「農薬コーナー」(農林水産省HP)	栽培 (防除)	生産者	42	土壌くん蒸剤等の使用にあたり、適切な揮散防止対策を実施しましたか。	◇農薬注入後、ポリフィルム等で表面を被覆 ◇作業者は保護メガネ、防護マスクを付け、揮散して周辺に影響を与えないように風向きにも注意 等	◎	23

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
肥料削減による環境負荷低減対策	<p>24. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法に則した施肥の実施</p> <p>作物は施用された肥料成分の全ては利用できないため、成分の一部は環境中に溶脱、流亡、揮散します。このため、過剰な施肥は生産コストの増加ばかりでなく、環境へ負荷を与えます。特に、畑では酸性化や塩類の集積など土壌の化学的性質の悪化を招くとともに、地下水への溶脱や温室効果ガスの放出を招きます。</p> <p>土壌診断の結果を踏まえた適正な施肥や、県の施肥基準等で示している施肥法に則した施肥を実施する必要があります。</p> <p>【参考資料】 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP) 「減肥マニュアル」(農林水産省HP)</p>	栽培(施肥)	生産者	43	肥料は施肥基準等に基づいて施用しましたか。	<p>◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥</p> <p>◇都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥</p> <p>◇施肥用機械・器具の点検・整備 等</p>	○	24
		栽培(施肥)	産地	44	生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を行いましたか。	<p>◇土壌分析結果により適正施肥を指導</p> <p>◇生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を実施等</p>	○	
	<p>25. 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用</p> <p>家畜排泄物等の未処理での利用や未熟堆肥の利用は、堆肥中に存在する外来雑草種子の発芽・繁茂を招き、生態系の保全の観点からも問題があります。</p> <p>発酵熱による雑草種子の殺滅をすすめるため、家畜排泄物等の利用の際には堆肥化したものを利用しましょう。</p> <p>【参考資料】 「畜産環境対策」(農林水産省HP) 「農業技術の基本指針」(農林水産省HP)</p>	栽培前(土作り)	生産者	45	施用する堆肥は完熟堆肥を使用しましたか。	<p>◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている</p> <p>◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整</p> <p>◇70℃の発酵が数日間続くように努めている</p> <p>◇堆肥を購入する場合、完熟堆肥であることを確認 等</p>	○	25
土壌の管理	<p>26. 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施</p> <p>堆肥等、有機物資材の投入は土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保つ上で重要な役割を果たしています。原則として1年に1度は堆肥等を投入しましょう。</p> <p>【参考資料】 「地力増進基本指針」(農林水産省HP) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	栽培前(土作り)	生産者	46	堆肥、稲わらなど有機物の施用による土づくりを行いましたか。	<p>◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培</p> <p>◇輪作</p> <p>◇適切な土壌改良資材の選択・施用 等</p>	○	26

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
土壌の管理	<p>27. 土壌の侵食を軽減する対策の実施</p> <p>土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくことになります。</p> <p>土壌の性質によって侵食を受けやすい場合がありますので、土壌侵食を軽減する対策を実施しましょう。</p> <p>【参考資料】 「地力増進基本指針」(農林水産省HP) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	栽培前 (土作り)	生産者	47	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が侵食される場合)土壌侵食を軽減する対策をとりましたか。	<p>◇被覆作物の栽培</p> <p>◇植生帯の設置</p> <p>◇土壌の透水性改善(堆肥の施用等)</p> <p>◇防風垣の設置</p> <p>◇草生栽培 等</p>	○	27
廃棄物の適正な処理、利用	<p>28. 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理(法令上の義務)</p> <p>29. 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)</p> <p>農業生産活動に伴う廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等)の適正な処理や、不適切な焼却を回避することが法令で義務付けられています。廃棄物を業者委託により適正に処理し、記録を保存しましょう。</p> <p>焼却によりダイオキシンの発生源になったり、放置すれば地下水や河川の汚染など環境に悪影響を与えることがあるので、業者委託により適正に処理し、記録を保存しましょう。</p> <p>【関係法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 悪臭防止法</p> <p>【参考資料】 「ごみの話」中「廃棄物の区分」(環境省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	共通 (他)	生産者	48	使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録しましたか。	◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎	28 29
		共通 (他)	産地	49				
廃棄物の適正な処理、利用	<p>30. 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施</p> <p>作物残さは有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、環境負荷になり得るものです。作物残さは土作りや堆肥資材等の原料とすることが必要です。</p> <p>【参考資料】 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)</p>	栽培前 (土作り)	生産者	50	作物残さを堆肥や飼料として利用したり、すき込んだりして、野焼きせず適正に処理しましたか。	<p>◇堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け</p> <p>◇ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土作りに利用 等</p>	○	30

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
エネルギーの節減対策	31. 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減 化石燃料や電力の消費は二酸化炭素を発生します。施設・機械等の効率的な運用によって使用燃料等を節減すれば、生産コストを抑えるとともに環境負荷を軽減することに繋がります。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」(農林水産省HP) 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	51	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めましたか。	◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 ◇不必要な照明の消灯 等	○	31
		共通(他)	産地	52				
特定外来生物の適正利用	32. セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務) セイヨウオオマルハナバチなど特定外来生物を利用する場合、環境省の使用許可を取得し適正に飼養管理をすることが必要です。特定外来生物の逃亡は、野外での定着や在来種との競争を引き起こし、生態系を攪乱しますので、きちんとした管理をすることが必要です。 【関係法令】 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律 【参考資料】 「環境保全型農業関連情報」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	53	セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理を実施しましたか。	◇ハチの飼養に関する環境省の許可取得 ◇栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ◇栽培施設の出入口の二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ◇使用後のハチの確実な殺処分の実施 ◇栽培施設への許可書の掲出	◎	32
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	33. 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施 鳥獣害による農業等への被害が深刻な状況にあることから、地域ぐるみでほ場に鳥獣を引き寄せない取組を行ないましょう。 【関係法令】 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律 【参考資料】 「鳥獣被害対策コーナー」(農林水産省HP)	共通(他)	生産者	54	(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域では)有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しましたか。	◇食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去 ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 等	△	33

(ウ) 労働安全を目的とした取組

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
危険作業等の把握	<p>34. 農業生産活動における危険な作業等の把握</p> <p>日ごろから作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックし、作業現場の改善や危険箇所を表示するなど注意喚起しておくことが必要です。特に作業者が自分だけであっても、危険作業を意識するために注意喚起しておくことは重要です。</p> <p>【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP) 「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</p>	共通 (安全対策)	生産者	55	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策をとりましたか。	<p>◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握</p> <p>◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備 等</p>	○	34
農作業従事者の制限	<p>35. 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業の従事者などに対する制限</p> <p>農作業を安全に実施するため、従事する者が日頃から健康管理に努めることが必要です。</p> <p>【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP) 「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</p>	共通 (安全対策)	生産者	56	農業者は安全に作業するよう留意しましたか。	<p>◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得</p> <p>◇定期的な健康診断の受診 等</p>	○	35
	<p>農作業を安全に実施するため、従事する者が日頃から健康管理に努めることが必要です。</p> <p>【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP) 「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</p>	共通 (安全対策)	産地	57	農業者は安全に作業するよう留意しましたか。	<p>◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得</p> <p>◇定期的な健康診断の受診</p> <p>◇酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限</p> <p>◇高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮</p> <p>◇未熟な農業者に対する熟練者による指導 等</p>	○	
服装及び保護具の着用	<p>36. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管</p> <p>農作業を安全に実施するためには、服装や保護具の着用、保管について留意する必要があります。</p> <p>【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP) 「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</p>	共通 (安全対策)	生産者	58	作業者は安全に作業するために、服装や保護めがね、マスク等を必要に応じて使用しましたか。	<p>◇粉塵のある作業における防塵めがねや防塵マスク等の着用</p> <p>◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用</p> <p>◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用</p> <p>◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 等</p>	◎	36
作業環境への対応	<p>37. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施</p> <p>農作業を安全に行う上で、事故につながる恐れのある作業環境の改善の取組を実施しましょう。</p> <p>【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</p>	共通 (安全対策)	生産者	59	危険箇所へ表示板を設置するなど注意を喚起するとともに、できる限り作業環境の改善を図りましたか。	<p>◇危険箇所の表示板設置</p> <p>◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強</p> <p>◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、幅広化等の実施</p> <p>◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等</p>	○	37

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
機械等の導入・点検	<p>37. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理</p> <p>農作業の機械・装置・器具等は保守管理を徹底し、安全装置等の確認が必要です。 管理のための記録として運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、年に一度程度は整備しておくことが重要です。また、安全装置をはずすなどの改造は、事故の原因となるので避けてください。 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP) 「農作業安全情報センター」(生研センターHP)</p>	共通 (安全対策)	生産者	60	機械等は、使用開始前に点検・整備を実施しましたか。	<p>◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等</p>	○	38
機械等の利用	<p>39. 機械、装置、器具等の適正な使用</p> <p>誤った方法による機械の操作、使用は思わぬ事故につながる恐れがあります。 危険を回避するには、機械や施設等の取扱説明書を熟読し、適正な使用方法に心掛ける必要があります。 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP) 「農作業安全対策」(農林水産省HP)</p>	共通 (安全対策)	生産者	61	機械、施設の利用は、取扱説明書等をよく確認し、適正な操作を行いましたか。	<p>◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 ◇スピードスプレイヤー使用時の、傾斜地での等高線方向の運転回避、農薬被曝が少ない方向での作業、挟まれ防止のための周囲の枝への注意 ◇高所作業時使用時の急旋回、急発進、急停止の回避、飛び降りの禁止、最大積載量の遵守 等</p>	○	39
農薬・燃料等の管理	<p>40. 農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)</p> <p>農薬や燃料は盗難にあつて犯罪に利用されたり、人が誤飲すると命に関わる事態となります。農作業を安全に行う上で、農薬、燃料等の適切な管理を行いましょ。</p> <p>【関係法令】 毒物及び劇物取締法 消防法 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</p>	栽培 (資材管理)	生産者	62	農薬は決められた場所に保管し、肥料等生産資材と隔離していますか。	<p>◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施 ◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ◇農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 等</p>	◎	40
		栽培 (資材管理)	生産者	63	毒劇物に該当する農薬は、鍵のかかる保管庫に保管し、分かるように表示していますか。	◇毒劇物に指定されている農薬は、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等の表示をし、鍵のかかる保管庫に保管	◎	
		栽培 (資材管理)	生産者	64	燃料は火気のない場所で保管し、燃料のそばで機械、工具の使用を避けていますか。	◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等	○	
事故後の備え	<p>41. 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)</p> <p>事故後の農業生産の維持・継続に向けて、保険に加入しましょう。 【関係法令】 労働基準法 労働災害補償保険法 【参考資料】 「農作業安全のための指針について」(農林水産省HP)</p>	共通 (他)	生産者	65	労働者災害補償保険等に参加していますか。	<p>◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入</p>	◎	41

(エ) 農業生産工程管理全般に係る取組み

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	<p>42. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用</p> <p>農林水産業の現場では、農業者等の努力により、多くの新しい技術が生み出されており、これらの技術を「知的財産」として認識することが重要です。</p> <p>【参考資料】 「農業現場における知的財産取扱指針」(農林水産省HP) 「知的財産関係テキスト、指針」(農林水産省HP)</p>	共通(他)	生産者	66	農業者自ら開発した技術や知的財産については、適切に保護するとともに、必要に応じて活用しましたか。	◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)等	○	42
	<p>43. 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)</p> <p>品種の開発には、開発者の専門的な知識や技術、多額の費用が必要です。そのため、種苗法は品種の育成の振興と種苗流通の適正化を図り、農林水産業の発展に寄与することを目的に定められています。</p> <p>病害汚染防止も含め、品種登録のある品種の苗を許諾業者等から購入し使用しましょう。</p> <p>【関係法令】 種苗法</p>	栽培(育苗)	生産者	67	登録種苗を適切に使用しましたか。	◇品種登録のある品種の苗を、許諾のある業者等から購入	○	43
情報の記録・保管	<p>44. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存</p> <p>GAPに取組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存しましょう。</p>	共通(記録)	生産者	68	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存していますか。	◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○	44
情報の記録・保管	<p>45. 農薬の使用に関する内容を記録し、保存</p> <p>農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。</p> <p>また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。</p> <p>【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP)</p>	栽培(資材管理)	生産者	69	農薬散布を記録し、在庫管理していますか。	◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍率 ・散布面積 ・散布量	◎	45
		栽培後(出荷)	生産者	70	出荷時に農薬散布記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認しましたか。	◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	
		栽培後(出荷)	産地	71	出荷時に記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認しましたか。	◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
情報の記録・保管	46. 肥料の使用に関する内容を記録し、保存 農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。 また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP)	栽培 (資材管理)	生産者	72	肥料の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。	◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・肥料名 ・散布面積 ・散布量	◎	46
		栽培 (資材管理)	生産者	73	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。	◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・堆肥、資材名 ・散布面積 ・散布量	○	
	47. 苗木、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存 点検や他者からの説明の求めに対し、過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等が確認できる記録を保存することは不可欠です。また、有事の際の迅速な原因究明は、消費者や実需者の信頼確保にもつながります。 【参考資料】 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(農林水産省HP)	共通 (記録)	生産者	74	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存し、生産履歴を記帳していましたか。資材の殺菌消毒及び機械・器具の保守管理の履歴や日常の作業内容を記帳していますか。	◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存している。 ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳している。 ◇農業資材等を殺菌・消毒し、その履歴を記帳し、保管している。	◎	47
48. 果実の出荷に関する記録の保存 農産物の取引に関する記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。取引等の記録の作成、保存を実施しましょう。 農協等への販売の委託を行なう場合は、記録の作成・保存を農協等へ依頼しても構いません。	共通 (記録)	生産者	75	農産物の取引等に関する内容の記録を作成、保存していますか。	◇取組例 ・生産品の品名 ・生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ・出荷又は販売年月日 ・出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎) ・食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合に係る検査を実施した場合の当該記録等	◎	48	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
生産工程管理の実施	49. GAPの実施 GAPでは、食品安全をはじめ、環境保全、労働安全などの観点から注意すべき点検項目を定めるとともに、適正な農業生産のやり方を記録、検証して、農業生産の工程を管理します。 GAPを実施することで、安全な農産物を求める消費者、流通業者に対し、農産物の安全性確保の取組みを客観的に示すとともに、記録をもとに農作業の改善につながれば、コスト低減、品質向上なども期待できます。 【参考資料】 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(農林水産省HP)	共通(記録)	生産者	76	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行いましたか。	◇取組例 ・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ・点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ・点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用	○	49
		共通(記録)	産地	77	生産者チェックシートを回収し、点検しましたか。	◇生産者自己点検チェックシートの回収、点検を実施	○	
		共通(記録)	産地	78	産地の責任者等は内部監査を実施しましたか。	◇産地は内部監査基準を策定し、年1回程度の実施	○	
		共通(記録)	産地	79	点検・監査結果を生産者へ報告するとともに、改善指導を行いましたか。	◇点検等で確認された改善が必要な点について生産者へ報告するとともに、改善指導を実施	○	
記録保存の期間	50. 記録の保存 51. 生産・出荷に関する内容の記録・保存 農業生産に伴う記録を残しておくことは、自らの安全・安心な生産の取組みの証明となります。 また、記録を残しておけば、有事の際迅速に対応できます。	共通(記録)	生産者	80	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管していますか。	◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○	37 38 39 40 44
		共通(記録)	産地	81				
		共通(記録)	生産者	82	当該場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記帳しましたか。	◇当該場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎	
		共通(記録)	産地	83	生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容を確認しましたか。	◇生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容確認を実施	○	
		共通(他)	産地	84	残留農薬分析を定期的に行いましたか。	◇残留農薬分析を定期的に行います	○	
		共通(他)	産地	85	出荷物に問題があった場合の対応マニュアルを備えていますか。	◇出荷した農産物に事故が発生した際の、回収・撤去・原因究明のための緊急対応マニュアルが配備	○	

◎: 必須、○: 推奨、△: 地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
適切な収穫作業	52. 適期収穫による品質の保持 収穫時期を間違えると収量や品質だけでなく、後々の調製作業にも影響をするため慎重に判断することが大切です。	栽培後 (収穫)	生産者	86	適期収穫を行いましたか。	◇適期収穫を実施	◎	
研修会への参加	53. 研修会等への参加、情報等の習得 農産物の生産に伴う環境対策や、安定生産を行なうためには、これらに関する新たな知見と、適切な対処に必要な情報の収集に努めることが大切です。 講習会、指導会等に積極的に参加し、必要な情報収集に努めましょう。	共通 (他)	生産者	87	研修会参加やパンフレットなどによりGAP、病害虫防除基準、放射性物質対策等に関する情報を収集しましたか。	◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集	◎	
		共通 (他)	生産者	88	栽培マニュアル、栽培基準を読みましたか。	◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる	◎	

(オ) 放射性物質対策を目的とした取組

◎: 必須、○: 推奨、△: 地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
ほ場準備及び汚染要因の把握	54. ほ場の放射線量の把握 県や市町村等が把握する土壤中の放射性セシウム濃度マップ等からほ場における放射性セシウム濃度を推定します。(ほ場における空間線量を測定し土壤中放射性セシウム濃度を推定することもできます。) 【参考資料】 「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報(第26号) 農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針(福島県)	栽培前 (環境確認)	生産者	89	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握していますか。	◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握	○	
		栽培前 (環境確認)	産地	90	地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握し、情報提供しましたか。	◇地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握し、情報提供	○	
		栽培前 (環境確認)	生産者	91	ほ場周辺環境の空間線量を把握していますか。	◇山林に隣接するほ場においては周辺環境を含め念入りに空間線量を把握	○	
		栽培前 (環境確認)	産地	92	ほ場に隣接する山林等周辺環境の放射線量を把握し、情報提供しましたか。	◇山林等周辺環境の放射線量を把握し、必要に応じて注意喚起を実施	○	
	55. ほ場周辺環境の放射線量及び濁水等流入リスクの把握 ほ場周辺環境の空間線量を把握するとともに、雨水等からの濁水流入のリスクがないか等を把握します。特に除染がされていない高濃度に汚染された山林に隣接するほ場においては注意が必要です。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県)	栽培前 (環境確認)	生産者	93	空間線量が高い地域において、降雨時に大量の濁水が流入するおそれはありませんか。	◇ほ場周辺の空間線量を把握するとともに降雨時における濁水流入のおそれがないことを確認 ◇大雨や洪水時等の濁水時には、農用地からの速やかな排水に気をつけた 等	△	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
ほ場準備及び汚染要因の把握	56. 作物への放射性セシウム検出要因の理解と把握 国、県等の試験研究や調査結果から、カリウム不足の土壌での栽培や、収穫乾燥調製時の機械清掃の不備、べたがけ資材の保管管理が不適切などが要因で、基準値を超過する農産物が確認されています。栽培する上では、これら検出要因を理解しておくことも大切です。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」(福島県) 「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」(農林水産省、福島県)	栽培前 (環境確認)	生産者	94	作物に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解していますか。	◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○	
		栽培前 (環境確認)	産地	95	作物に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解し、情報提供しましたか。	◇国、県等が行う研修会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因を理解し、情報提供	○	
	57. ほ場内の落葉等の除去 土壌条件やほ場周辺の環境によっては、植栽されている果樹が放射性セシウムに汚染される可能性が高くなります。樹林から飛散する落葉や落枝は、放射性セシウムを含む可能性もあるので、ほ場内にこれらの落葉等が堆積しないように心掛けましょう。	栽培前 (環境確認)	生産者	96	ほ場周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、そこから落葉やごみ、雨水等がほ場に入り込まないようにしていましたか。	(ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇ほ場に落葉や落枝が堆積していない。 ◇ほ場周辺の樹林がほ場にせり出している場合は、せり出している枝の剪定等を実施 等	△	
除染作業	58. 樹園地における放射性物質吸収抑制対策の実施 安全・安心な農産物を生産するためには、農用地に降り注いだ放射性セシウムを取り除くこと、併せて農産物の放射性セシウムの吸収抑制対策を講じ、収穫される農産物等に放射性セシウムが検出されないようにすることが必要です。放射性セシウムの可食部への移行を抑制する対策を実施しましょう。 【参考資料】 「平成24年農業技術の基本指針(別紙)平成24年における原子力災害への対応」(農林水産省) 「果実の生産現場において留意すべきポイント」(農林水産省、平成24年9月6日現在) 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県) 「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報(特別号)	栽培前 (除染)	生産者	97	放射性セシウムの収穫物への移行を抑制する除染対策をとりましたか。	◇樹体洗浄や粗皮削り等の樹体の除染を実施 ◇根からの吸収抑制に配慮して、表土除去を実施した上で、必要に応じて改植を実施 ◇原発事故時に土壌表面のマルチ資材として使用していた有機質資材(木材チップ等)を除去 ◇園地が森林や防風垣等に囲まれている場合は、園地周辺の樹木の剪定 ◇表土除去を実施 等	○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
資材の利用	62. 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土の利用の回避 農業生産に利用できる肥料、土壌改良資材、培土は、放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないものと定まっています。 肥料・土壌改良資材・培土を購入・譲り受けた際に、販売業者・譲渡者に放射性セシウムの暫定許容値を超えていないことを確認して使用しましょう。	栽培 (資材管理)	生産者	103	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしませんでしたか。	◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用していない	◎	
		栽培 (資材管理)	産地	104	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしないよう指導しましたか。	◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認することを指導 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用しないよう指導	◎	
	63. 資材利用の注意点 原発事故時に屋外にあった資材には、降下した放射性セシウムが付着している可能性があります。事故時に屋外にあった資材は、使用しないように注意しましょう。 また、原発事故以降に購入した資材であっても、使用していない時は土ほこり等が付着しないよう屋内で保管しましょう。	栽培 (資材管理)	生産者	105	原発事故時、屋外にあった資材は使用しませんでしたか。	◇被覆ビニール等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあったものを使用していない	◎	
		栽培 (資材管理)	産地	106	原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導しましたか。	◇原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導	◎	
		栽培 (資材管理)	生産者	107	資材は土やほこり等が付着しないように適切に保管していますか。	◇原発事故時に使用していない資材や事故以降に購入した被覆資材でも、使用していないときは、ビニール袋に入れるか、シートで覆い屋内で保管	◎	
		栽培 (資材管理)	産地	108	資材は土やほこり等が付着しないように適切に保管するよう指導しましたか。	◇原発事故時に使用していない資材や事故以降に購入した被覆資材でも、使用しない時はビニール袋に入れるかシートで覆い屋内で保管するよう指導	◎	
	【参考資料】 「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号等、農林水産省消費・安全局長等通知) 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県) 「がんばろう ふくしま!」農業技術情報(第15号)							
	【参考資料】 果実の生産現場において留意すべきポイント(農林水産省、平成24年9月6日現在) 「がんばろう ふくしま!」農業技術情報(第35号)							

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
農業用水の管理	64. 農業用水の安全確保 貯水槽、タンクは放射性セシウムが低下し、汚染されている可能性があります。かん水や農薬散布、葉面散布に使用する場合には、貯水槽やタンクを洗浄し、汚染のない水を使用しましょう。	栽培(水管理)	生産者	109	農業用水の安全性は確認しましたか。	◇かん水や防除、液肥や葉面散布には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認 等	○	
		栽培(水管理)	産地	110	農業用水の安全性は確認しましたか。	◇かん水や防除、液肥や葉面散布には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認 等	○	
農業用水の管理	65. 農業用水の濁水利用の回避 濁水には、有機物等に付着する放射性セシウムが含まれている可能性があります。農業用水に利用する場合は、ため池の底に貯まった懸濁物等の混入を回避し、大雨や洪水等の濁水は利用しないよう注意しましょう。 【参考資料】 「ため池の水質等について」(平成24年4月2日付け23農振2873号農村振興局整備部防災課長通知) 「汚染状況重点調査地域における農業用排水路等の維持管理について」(平成24年4月12日付け24農振第141号農村振興局整備部土地改良企画課長等通知)	栽培(水管理)	生産者	111	農業用水の安全性は確認しましたか。	◇ため池からの農業用水の利用時は、放射性セシウムを含まないように、下層の泥等が混入しないように努めている	○	
	66. 適切な施肥管理 土壌中のカリウム含量が不足していると、放射性セシウムが吸収しやすくなると考えられるので、施肥基準に基づき、適切な量のカリウムを施用しましょう。 【参考資料】 「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」(福島県)	栽培(施肥)	生産者	112	適切な施肥を実施しましたか。	◇土壌分析等に基づき、適正なカリウム施肥を実施	◎	
		栽培(施肥)	産地	113	適切な施肥を行なうように指導しましたか。	◇土壌中の交換性カリウムを考慮した適切なカリウムの施肥	○	

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
栽培から収穫、出荷までの管理	67. 栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策 農産物に土壌等が付着すると、放射性セシウムに汚染される可能性があります。栽培、収穫作業や、農業機械を利用した時に、農産物に土壌等が付着しないよう注意しましょう。 【参考資料】 「果実の生産現場において留意すべきポイント」(農林水産省、平成24年9月6日現在) 「農産物への異物混入の防止の徹底について」(平成24年10月5日付け24生産第1823号生産局農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長通知)	栽培後(収穫)	生産者	114	栽培、収穫作業で、農産物に土壌等が付着しないよう注意しましたか。	◇泥の付いた手(手袋を含む)で、収穫物に触れないよう注意 ◇収穫かごやコンテナ等は、洗浄したものまたは新品を使用(コンテナ等の底敷きを含む) ◇収穫かごやコンテナ等は、土やほこりが付かないように屋内に保管 ◇収穫かごやコンテナの下にシート等を敷き、直接地面に置かないようにしている ◇収穫物は、長時間屋外に放置せず、速やかに屋内に移動させて貯蔵・保管 等	◎	
		栽培後(収穫)	生産者	115	農業機械や運搬車両を利用する場合は、土やほこりが残っていないように清掃を実施しましたか。	◇収穫機や乾燥機、運搬車両等を使用する場合には、作業を実施する前後の清掃等を徹底 ◇特に、原発事故後利用されていなかった農業機械を使用する際には注意 等	◎	
栽培から収穫、出荷までの管理	68. 栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策 農産物に土壌等が付着すると、放射性セシウムに汚染される可能性があります。栽培、収穫作業や、農業機械を利用した時に、農産物に土壌等が付着しないよう注意しましょう。 【参考資料】 「果実の生産現場において留意すべきポイント」(農林水産省、平成24年9月6日現在) 「農産物への異物混入の防止の徹底について」(平成24年10月5日付け24生産第1823号生産局農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長通知)	栽培後(収穫)	産地	116	栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策を指導しましたか。	◇栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策を指導	○	
		栽培(資材管理)	生産者	117	ダンボール等の出荷資材は屋内に保管していましたか。	◇ダンボール等の出荷資材に土やほこりが付かないように屋内に保管	○	
		栽培(資材管理)	産地	118	ダンボール等の出荷資材は屋内に保管するよう指導しましたか。	◇ダンボール等の出荷資材に土やほこりが付かないように屋内に保管するよう指導	○	

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹)

区分	取組事項	作業工程	対象	点検項目		取組例	レベル	ガイドライン
				No.	内容			
栽培から収穫、出荷までの管理	69. 出荷前の自主検査等による安全性の確認 出荷前に生産した農産物の放射性セシウム濃度を確認することは、生産地の責任として重要です。モニタリング検査や自主検査等で、放射性セシウム濃度を確認してから出荷しましょう。 【参考資料】 「果実の生産現場において留意すべきポイント」(農林水産省、平成24年9月6日現在)	栽培後(出荷)	生産者	119	出荷前に放射性セシウム濃度が基準値を超えていないかなど、生産物の安全性を確認しましたか。	◇出荷前に、生産物が摂取及び出荷制限、収穫自粛の対象地域となっていないことを確認 ◇出荷前に、生産物が放射性セシウムのモニタリング検査結果または自主検査により、基準値以下であることを確認 等	◎	
		栽培後(出荷)	産地	120	出荷前に放射性セシウム濃度が基準値を超えていないなど、生産物の安全性を確認しましたか。	◇生産物の安全性を確認して出荷	◎	
農作業時の安全確保	70. 放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入、土壌・水との接触の回避 事故で降下した放射性セシウムは、土壌の微細な粒子等粉じんに付着している可能性があります。作業者は、農作業時に巻き上がる粉塵を吸引等しないように注意しましょう。 【参考資料】 「平成24年農業技術の基本指針(別紙)平成24年における原子力災害への対応」(平成24年3月、農林水産省) 「果実の生産現場において留意すべきポイント」(農林水産省、平成24年9月6日現在)	共通(安全対策)	生産者	121	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入や接触を回避しましたか。	◇乾燥時の耕うんや草刈りの作業等で粉じんを吸入するおそれがある場合、皮膚や顔が露出しないよう帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替えるなどして、屋内にちり、ほこり等を持ち込まないようにしている 等	◎	
		共通(安全対策)	生産者	122	高圧洗浄機等による除染作業を行う場合は、散布する水の飛散に注意しましたか。	◇高圧洗浄機等により水を扱う場合は、防水具を着用 ◇高圧洗浄機等により樹体の除染を行う場合は、周辺の住宅や歩行者・車等へ飛散しないよう注意して実施等	○	
		共通(安全対策)	産地	123	農作業時に巻き上がる粉じんや土壌の吸引、接触を回避するよう指導を行いましたか。	◇農作業時に巻き上がる粉じんや土壌の吸引、接触を回避するよう指導を実施	○	

イ 点検項目リスト(果樹・生産者)
 (ア) 栽培前

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
環境確認	1	ほ場内及び周辺を見回り、有害物質等の汚染源がないことを確認しましたか。		◇ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない ◇土壌分析を実施 等	○	1	1
	2	ほ場と周辺の適切な管理により病害虫の発生しにくい環境づくりを行いましたか。		◇病害虫等の発生源となる植物の除去 ◇病害虫に抵抗性がある品種の導入 ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○	38	19
	3	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握していますか。		◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握	○	89	
	4	ほ場周辺環境の空間線量を把握していますか。		◇山林に隣接するほ場においては周辺環境を含め念入りに空間線量を把握	○	91	
	5	空間線量が高い地域において、降雨時に大量の濁水が流入するおそれはありませんでしたか。		◇ほ場周辺の空間線量を把握するとともに降雨時における濁水流入のおそれがないことを確認 ◇大雨や洪水時等の濁水時には、農用地からの速やかな排水に気をつけた 等	△	93	
	6	作物に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解していますか。		◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○	94	
	7	ほ場周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、そこから落葉やごみ、雨水等がほ場に入り込まないようになっていましたか。		(ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇ほ場に落葉や落枝が堆積していない。 ◇ほ場周辺の樹林がほ場にせり出している場合は、せり出している枝の剪定等を実施 等	△	96	
除染	8	放射性セシウムの収穫物への移行を抑制する除染対策をとりましたか。		◇樹体洗浄や粗皮削り等の樹体の除染を実施 ◇根からの吸収抑制に配慮して、表土除去を実施した上で、必要に応じて改植を実施 ◇原発事故時に土壌表面のマルチ資材として使用していた有機質資材(木材チップ等)を除去 ◇園地が森林や防風垣等に囲まれている場合は、園地周辺の樹木の剪定 ◇表土除去を実施 等	○	97	
	9	除染のために剪定した剪定枝は、保管場所が決まるまで適切に管理しましたか。		◇ほ場外に持出さず、ほ場内で適切に管理 ◇自治体等で設置した仮置き場や、放射性物質に対応した焼却施設に搬入 等	△	98	
	10	除染のために表土除去した土壌は適切に管理しましたか。		◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを敷いている ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△	100	
土作り	11	堆肥、稲わらなど有機物の施用による土づくりを行いましたか。		◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 等	○	46	26
	12	施用する堆肥は完熟堆肥を使用しましたか。		◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている ◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整 ◇70℃の発酵が数日間続くように努めている ◇可能であれば、堆肥を購入する際に、原料、処理方法、分析やその結果が記載された文書の入手 等	○	15 45	7 25

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
土作り	13	作物残さを堆肥や飼料として利用したり、すき込んだりして、野焼きせず適正に処理しましたか。		◇堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け ◇ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土作りに利用 等	○	50	30
	14	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が浸食される場合)土壌浸食を軽減する対策をとりましたか。		◇被覆作物の栽培 ◇植生帯の設置 ◇土壌の透水性改善(堆肥の施用等) ◇防風垣の設置 ◇草生栽培 等	○	47	27
水確認	15	栽培に使用する水(かん水、養液栽培用水、防除用水など)の水源(河川、地下水、ため池等)を確認しましたか。また、有害物質等による汚染はないか確認しましたか。		◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止 ◇大雨時、汚水の流れ込みを 방지、速やかな排水の実施 等	◎	2 13	1 6

(イ) 栽培

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
育苗	16	登録種苗を適切に使用しましたか。		◇品種登録のある品種の苗を、許諾のある業者等から購入	○	67	43
施肥	17	土壌pHは、栽培している果樹の基準範囲内でしたか。		◇土壌pHは、栽培している果樹の基準範囲内 ◇基準値以下の場合、石灰質肥料等を投入 等	○	102	
	18	肥料は施肥基準等に基づいて施用しましたか。		◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ◇都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ◇施肥用機械・器具の点検・整備 等	○	43	24
	19	適切な施肥を実施しましたか。		◇土壌分析等に基づき、適正なカリウム施肥を実施	◎	112	
防除	20	散布前に隣接した農地の栽培者や住民等へ周知しましたか。		◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や近隣住民等への事前の周知 等	○	11	5 22
	21	発生予察情報等を活用し、発生状況を把握した上で防除を行いましたか。		◇発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を実施 等	◎	39	20
	22	農薬と農薬以外の防除手段を組み合わせ、農薬使用回数の低減に努めましたか。		◇天敵、フェロモン剤等の生物農薬の使用 ◇除草用機械の利用 ◇マルチ栽培技術の導入 ◇黄色蛍光灯等物理的防除法の導入 等	○	41	21
	23	農薬を使用する前に、農薬の容器や袋に表示されている内容を確認してから農薬を使用しましたか。		◇容器等の表示内容を確認して使用している ・農薬を使用できる農作物の種類 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎	6	4
	24	農薬は登録を確認して使用しましたか。		◇使用する農薬の登録番号を確認	◎	4	2
25	農薬が残らないよう、散布面積から必要量を計算し散布液を調整しましたか。		◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調整	◎	36	18	

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
防除	26	農薬散布前には防除器具の点検を行い、十分に洗浄されていることを確認しましたか。また、農薬の使用後は十分に洗浄を行いましたか。		◇農薬の散布前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているかを確認 ◇農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に特に注意して、十分に洗浄	◎	5	3
	27	農薬散布時には周囲への影響が少ない散布法を実施しましたか。		◇病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布 ◇近隣に影響が少ない天候の日に散布 ◇風向きを考慮してノズルの向きを決定 ◇飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択 ◇できる限り混植樹や周辺ほ場の農作物に共通する農薬を選択 ◇スピードスプレイヤーでは、園地周縁部での散布時におけるノズルの開閉・送風量の調整、ドリフト低減ノズル等のアタッチメントの使用などにより、散布対象樹種以外への飛散を防止 ◇低風量でも十分農薬散布ができる樹形の管理、農薬飛散防止効果も期待できる防風林・ネットの設置等の園地設計などの中長期的視野も含めた栽培・園地管理面からの取組を実施 等	◎	10	5 22
	28	土壌くん蒸剤等の使用にあたり、適切な揮散防止対策を実施しましたか。		◇農薬注入後、ポリフィルム等で表面を被覆 ◇作業者は保護メガネ、防護マスクを付け、揮散して周辺に影響を与えないように風向きにも注意 等	◎	42	23
資材管理	29	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。		◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・堆肥、資材名 ・散布面積 ・散布量	○	73	46
	30	肥料の使用記録を整理し、在庫管理をしていますか。		◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・肥料名 ・散布面積 ・散布量	◎	72	46
	31	農薬は決められた場所に保管し、肥料等生産資材と隔離していますか。		◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施 ◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ◇農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止等	◎	62	40
	32	毒劇物に該当する農薬は、鍵のかかる保管庫に保管し、分かるように表示していますか。		◇毒劇物に指定されている農薬は、容器・貯蔵場所へ「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等の表示し、鍵のかかる保管庫に表示	◎	63	40
	33	農薬散布を記録し、在庫管理していますか。		◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍率 ・散布面積 ・散布量	◎	69	45
	34	燃料は火気のない場所で保管し、燃料のそばで機械、工具の使用を避けていますか。		◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等	○	64	40

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
資材管理	35	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしませんでしたか。		◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用していない	◎	103	
	36	原発事故時、屋外にあった資材は使用しませんでしたか。		◇被覆ビニール等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあったものを使用していない	◎	105	
	37	資材は土やほこり等が付着しないように適切に保管していますか。		◇原発事故時に使用していない資材や事故以降に購入した被覆資材でも、使用していないときは、ビニール袋に入れるか、シートで覆い屋内で保管	◎	107	
	38	ダンボール等の出荷資材は屋内に保管していましたか。		◇ダンボール等の出荷資材に土やほこりが付かないように屋内に保管	○	117	
水管理	39	養液栽培では、養液汚染の防止に必要な対策を実施しましたか。		◇培養液の頻繁な取替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理 ◇養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要ときに洗浄・消毒 ◇使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善 等	○	16	8
	40	農業用水の安全性は確認しましたか。		◇かん水や防除、液肥や葉面散布には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認 ◇ため池からの農業用水の利用時は、放射性セシウムを含まないように、下層の泥等が混入しないように努めている 等	○	109 111	

(ウ) 栽培後

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	41	適期収穫を行いましたか。		◇適期収穫を実施	◎	86	
	42	農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)を確認しましたか。		◇容器等の下記表示内容を確認 ・刈り取り日を決定する前に、表示内容の使用時期(収穫前使用可能日数)と実際の農薬散布日を確認	◎	7	4
	43	りんごの収穫時に、カビ毒(パツリン)汚染防止対策を実施しましたか。		◇傷果発生防止のため丁寧な収穫 等	◎	28	15
	44	収穫、調製、選別場等で、異物混入や汚染を防止する対策を実施しましたか。		◇作業場の整理、整頓、清掃 ◇喫煙や飲食は指定された場所とする 等	◎	32	17
	45	農業機械や運搬車輛を利用する場合は、土やほこりが残っていないように清掃を実施しましたか。		◇収穫機や乾燥機、運搬車輛等を使用する場合には、作業を実施する前後の清掃等を徹底 ◇特に、原発事故後利用されていなかった農業機械を使用する際には注意 等	◎	115	
	46	栽培、収穫作業で、農産物に土壌等が付着しないよう注意しましたか。		◇泥の付いた手(手袋を含む)で、収穫物に触れないよう注意 ◇収穫かごやコンテナ等は、洗浄したものまたは新品を使用(コンテナ等の底敷きを含む) ◇収穫かごやコンテナ等は、土やほこりが付かないように屋内に保管 ◇収穫かごやコンテナの下にシート等を敷き、直接地面に置かないようにしている ◇収穫物は、長時間屋外に放置せず、速やかに屋内に移動させて貯蔵・保管 等	◎	114	

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	47	収穫物を洗浄する水は、飲料水並の品質の水を使用しましたか。		◇収穫物の洗浄水は、飲料用水を使用 等	○	14	6
	48	農機具や器具は衛生的に使用しましたか。		◇ハサミやナイフ等の器具は、使用したら洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器は、定期的に洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器が、地面に直接触れないようにシートを敷く ◇コンテナ等の収穫容器の中に敷物を入れて使用 ◇トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた土壌等を洗浄 等	○	21	11
貯蔵	49	貯蔵、輸送時の適切な温度管理を実施しましたか。		◇貯蔵、輸送時における品質を維持するための適切な温度管理 ◇冷却により結露した水が生鮮果実に垂れ落ちないようにする	○	30	16
出荷	50	りんごの出荷時に、カビ毒(パツリン)汚染防止対策を実施しましたか。		◇適切な温度管理 ◇出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底 等	◎	29	15
	51	出荷容器、包装資材は安全性の確認されたものを使用しましたか。		◇包装資材は箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔さを保持 ◇包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮果実の安全性に悪影響を与えないものを選択 等	○	26	14
	52	出荷前に放射性セシウム濃度が基準値を超えていないかなど、生産物の安全性を確認しましたか。		◇出荷前に、生産物が摂取及び出荷制限、収穫自粛の対象地域となっていないことを確認 ◇出荷前に、生産物が放射性セシウムのモニタリング検査結果または自主検査により、基準値以下であることを確認 等	◎	119	
	53	出荷時に農薬散布記録を確認し、使用方法等に誤りがないことを確認しましたか。		◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	70	45

(エ) 共通

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	54	作業者は、衛生状態を考慮して作業を実施しましたか。		◇作業を始める前など、必要ときに手を洗浄 ◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれないようにしている ◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋などで覆っている ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)にかかっていると疑われる場合は作業をしない ◇覆いのない果実の上ではマスクを着用し、咳やくしゃみなどをしないよう努めている 等	○	17	9
	55	ほ場や施設から通える場所で、手洗い設備やトイレ設備などを確保しましたか。		◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○	19	10
	56	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行いましたか。		◇喫煙や飲食は指定された場所とする	○	34	17
	57	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策をとりましたか。		◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備 等	○	55	34
	58	作業者は安全に作業するよう留意しましたか。		◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 等	○	56	35

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	59	作業者は安全に作業するために、服装や保護めがね、マスク等を必要に応じて使用しましたか。		◇粉塵のある作業における防塵めがねや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 等	◎	58	36
	60	危険箇所へ表示板を設置するなど注意を喚起するとともに、できる限り作業環境の改善を図りましたか。		◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入り口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等	○	59	37
	61	機械等は、使用開始前に点検・整備を実施しましたか。		◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	○	60	38
	62	機械、施設の利用は、取扱説明書等をよく確認し、適正な操作を行いましたか。		◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 ◇スピードスプレイヤー使用時の、傾斜地での等高線方向の運転回避、農薬被曝が少ない方向での作業、挟まれ防止のための周囲の枝への注意 ◇高所作業時使用時の急旋回、急発進、急停止の回避、飛び降りの禁止、最大積載量の遵守 等	○	61	39
	63	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入や接触を回避しましたか。		◇乾燥時の耕うんや草刈りの作業等で粉じんを吸入するおそれがある場合、皮膚や顔が露出しないよう帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替えるなどして、屋内にちり、ほこり等を持ち込まないようにしている 等	◎	121	
	64	高圧洗浄機等による除染作業を行う場合は、散布する水の飛散に注意しましたか。		◇高圧洗浄機等により水を扱う場合は、防水具を着用 ◇高圧洗浄機等により樹体の除染を行う場合は、周辺の住宅や歩行者・車等へ飛散しないよう注意して実施等	○	122	
記録	65	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存していますか。		◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○	68	44
	66	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存し、生産履歴を記帳していましたか。資材の殺菌消毒及び機械・器具の保守管理の履歴や日常の作業内容を記帳していますか。		◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存している。 ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳している。 ◇農業資材等を殺菌・消毒し、その履歴を記帳し、保管している。	◎	74	47
	67	農産物の取引等に関する内容の記録を作成、保存していますか。		◇取組例 ・生製品の品名 ・生製品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ・出荷又は販売年月日 ・出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎) ・食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合に係る検査を実施した場合の当該記録等	◎	75	48

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・生産者)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
記録	68	農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行いましたか。		◇取組例 ・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ・点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ・点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用	○	76	49
	69	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管していますか。		◇農産物の出荷に関する記録については1~3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○	80	37 38 39 40 44
	70	当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記帳しましたか。		◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎	82	
他	71	施設等は衛生的に管理しましたか。		◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施 等	○	22	12 13
	72	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしましたか。		◇施設の壊れた部分を修理し、ねずみや鳥等の侵入を防止 ◇ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合はネットを設置 ◇使わない機材や残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない 等	○	24	12 13
	73	使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録しましたか。		◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎	48	28 29
	74	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めましたか。		◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 ◇不必要な照明の消灯 等	○	51	31
	75	セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理を実施しましたか。		◇ハチの飼養に関する環境省の許可取得 ◇栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ◇栽培施設の出入口の二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ◇使用後のハチの確実な殺処分の実施 ◇栽培施設への許可書の掲出	◎	53	32
	76	(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域では)有害鳥獣による農業被害防止対策を実施しましたか。		◇食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去 ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 等	△	54	33
	77	労働者災害補償保険等に加入していましたか。		◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入	◎	65	41
	78	農業者自ら開発した技術や知的財産については、適切に保護するとともに、必要に応じて活用しましたか。		◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開) 等	○	66	42
	79	研修会参加やパンフレットなどによりGAP、病害虫防除基準、放射性物質対策等に関する情報を収集しましたか。		◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集	◎	87	
	80	栽培マニュアル、栽培基準を読みましたか。		◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる	◎	88	

ウ 点検項目リスト(果樹・産地)

(ア) 栽培前

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
環境確認	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等から農産物に危害を及ぼす要因がないか検討し、リスクを最低限に抑えるための管理計画を作りましたか。		◇土壌汚染の可能性がある場合には土壌等を分析し、その結果を産地が把握 ◇汚染がある場合には農産物の吸収軽減対策を計画し、その実施状況が記録保存していることを確認 等	○	3	1
	2	地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握し、情報提供しましたか。		◇地域の空間線量や土壌の放射性セシウム濃度を把握し、情報提供	○	90	
	3	ほ場に隣接する山林等周辺環境の放射線量を把握し、情報提供しましたか。		◇山林等周辺環境の放射線量を把握し、必要に応じて注意喚起を実施	○	92	
	4	作物に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解し、情報提供しましたか。		◇国、県等が行う研修会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因を理解し、情報提供	○	95	
除染	5	剪定枝を適切に管理するように指導しましたか。		◇剪定枝を適切に管理するように指導	△	99	
	6	除染のために表土除去した土壌を適切に管理するように指導しましたか。		◇除染のために表土除去した土壌を適切に管理するように指導	△	101	

(イ) 栽培

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
施肥	7	生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を行いましたか。		◇土壌分析結果により適正施肥を指導 ◇生育時期や品種に応じた適切な施肥の指導を実施 等	○	44	
	8	適切な施肥を行なうように指導しましたか。		◇土壌中の交換性カリウムを考慮した適切なカリウムの施肥	○	113	
防除	9	農薬飛散防止に関する指導を行いましたか。		◇農薬飛散防止に関する指導を実施	○	12	5 22
	10	予察状況等に応じた病害虫防除指導を行いましたか。		◇予察状況等に応じた病害虫防除指導を実施	○	40	20
	11	使用農薬の最新の使用基準を確認し指導を行いましたか。		◇使用農薬の最新の使用基準を確認し指導	◎	8	4
	12	生育時期や品種に応じた適切な農薬指導を行いましたか。		◇生育時期や品種に応じた適切な農薬指導を実施	○	37	18
	13	不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルが整備されていますか。		◇不適正な農薬使用があった場合の対応マニュアルが整備	○	9	4
水管理	14	農業用水の安全性は確認しましたか。		◇かん水や防除、液肥や葉面散布には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認 等	○	110	
資材管理	15	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしないよう指導しましたか。		◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認することを指導 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用しないよう指導	◎	104	
	16	原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導しましたか。		◇原発事故時、屋外にあった資材は使用しないよう指導	◎	106	

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
資材管理	17	資材は土やほこり等が付着しないように適切に保管するよう指導しましたか。		◇原発事故時に使用していない資材や事故以降に購入した被覆資材でも、使用しない時はビニール袋に入れるかシートで覆い屋内で保管するよう指導	◎	108	
	18	ダンボール等の出荷資材は屋内に保管するよう指導しましたか。		◇ダンボール等の出荷資材に土やほこりが付かないように屋内に保管するよう指導	○	118	

(ウ) 栽培後

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
収穫	19	収穫、調製、選別場等で、異物混入や汚染を防止する対策を実施するよう指導を行いましたか。		◇作業場の整理、整頓、清掃 ◇喫煙や飲食は指定された場所とする 等	○	33	17
	20	栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策を指導しましたか。		◇栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策を指導	○	116	
貯蔵	21	貯蔵、輸送時の適切な温度管理を実施するよう指導を行いましたか。		◇貯蔵、輸送時における品質を維持するための適切な温度管理 ◇冷却により結露した水が生鮮果実に垂れ落ちないようにする	○	31	16
出荷	22	出荷容器、包装資材は安全性の確認されたものを使用するよう指導を行いましたか。		◇包装資材は箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔さを保持 ◇包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮果実の安全性に悪影響を与えないものを選択 等	○	27	12 13
	23	出荷時に記録を確認し、使用方法等に誤りがないことを確認しましたか。		◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎	71	45
	24	出荷前に放射性セシウム濃度が基準値を超えていないなど、生産物の安全性を確認しましたか。		◇生産物の安全性を確認して出荷	◎	120	

(エ) 共通

◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨 (果樹・産地)

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	25	作業には、衛生管理を考慮して作業を実施させましたか。		◇作業を始める前など、必要なときに手を洗淨 ◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれないようにしている ◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋などで覆っている ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)にかかっていると疑われる場合は、作業をしない ◇覆いのない果実の上で、咳やくしゃみなど、の行動をしないよう努めている 等	○	18	9
	26	ほ場や施設から通える場所で、手洗い設備やトイレ設備などを確保しましたか。		◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○	20	10
	27	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行いましたか。		◇喫煙や飲食は指定された場所とする	○	35	17
	28	農業者は安全に作業するよう留意しましたか。		◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 ◇酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ◇高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ◇未熟な農業者に対する熟練者による指導 等	○	57	35

作業工程	番号	点検項目	チェック欄	取組例	レベル	No.	ガイドライン
安全対策	29	農作業時に巻き上がる粉じんや土壌の吸引、接触を回避するよう指導を行いましたか。		◇農作業時に巻き上がる粉じんや土壌の吸引、接触を回避するよう指導を実施	○	123	
	30	生産者チェックシートを回収し、点検しましたか。		◇生産者自己点検チェックシートの回収、点検を実施	○	77	49
記録	31	産地の責任者等は内部監査を実施しましたか。		◇産地は内部監査基準を策定し、年1回程度の実施	○	78	49
	32	点検・監査結果を生産者へ報告するとともに、改善指導を行いましたか。		◇点検等で確認された改善が必要な点について生産者へ報告するとともに、改善指導を実施	○	79	49
	33	農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管していますか。		◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○	81	37 38 39 40 44
	34	生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容を確認しましたか。		◇生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)の内容確認を実施	○	83	
他	35	施設等は衛生的に管理しましたか。		◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施 等	○	23	12 13
	36	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしましたか。		◇施設の壊れた部分を修理し、ねずみや鳥等の侵入を防止 ◇ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合はネットを設置 ◇使わない機材や残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない 等	○	25	12 13
	37	使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録しましたか。		◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	○	49	28 29
	38	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めましたか。		◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 ◇不必要な照明の消灯 等	○	52	31
	39	残留農薬分析を定期的に行いましたか。		◇残留農薬分析を定期的に行う	○	84	
	40	出荷物に問題があった場合の対応マニュアルを備えていますか。		◇出荷した農産物に事故が発生した際の、回収・撤去・原因究明のための緊急対応マニュアルが配備	○	85	